

令和5年度 第3回文京区男女平等参画推進会議 要点記録

日時 令和5年10月25日（水）午前10時28分から午後12時19分まで

場所 区議会第2委員会室（シビックセンター24階）

<会議次第>

開会

1 会長挨拶

2 審議

文京区男女平等参画推進計画の令和4年度推進状況評価について

【資料第1号】

3 その他

次回の会議日程

第4回 令和6年1月17日（水）10時30分から12時30分まで

閉会

<文京区男女平等参画推進会議委員（名簿順）>

出席者

内海崎 貴子 会長、水町 勇一郎 副会長、藤井 麻莉 委員、
千代 和子 委員、戸野塚 一枝 委員、山本 順一 委員、伊東 弘子 委員、
秋山 和男 委員、飛山 友佳子 委員、鈴木 雅子 委員、松本 朋之 委員、
鈴木 まいら 委員、柴戸 未奈 委員、且 まゆみ 委員、藤田 星流 委員
原 ミナ汰 委員

欠席者

森 義仁 委員

<事務局>

出席者

総務部長 竹田 弘一、総務部ダイバーシティ推進担当課長 津田 智

欠席者

なし

＜傍聴者＞

0人

内海崎会長：それでは、時間よりちょっと早いようですけれども、皆様お揃いのようなので、開始したいと思います。

令和5年度第3回文京区男女平等参画推進会議を始めます。

本日は、オンラインでご出席の方もいらっしゃいますので、初めに事務局から会議の進め方について説明をお願いいたします。

津田課長：事務局、ダイバーシティ推進担当課長の津田でございます。

まず、会場にいらっしゃる委員の皆様におかれましては、発言の際には挙手をしていただきまして、会長から指定をされてからご発言いただくようお願いいたします。発言の際には、前にあるマイク、こちらを曲げて口元に近づけて、あと手元のボタンを押して、押しますと赤く光りますので、赤く点灯したことを確認した上で、発言いただくようお願いいたします。

今回、オンラインで参加の方もいらっしゃいますので、できるだけマイクに口を近づけてお話しいただくようお願いいたします。

また、発言が終わりましたら、マイクのボタンを押して、ランプが消灯したことを確認してください。

次に、オンラインでのご参加の委員の皆様ですが、参加に当たりましては、発言されるとき以外は音声はオフをお願いいたします。発言する際は、ZOOMの挙手ボタンでお知らせいただいて、会長から指名されてから発言いただくようお願いいたします。声による発言がないと会議録に残りませんので、チャットでのご発言はご遠慮ください。

また、資料の画面共有につきましては、事務局で行います。

また、発言の途中でも必要に応じて事務局で共有を行うことがございますので、ご了承願います。

説明は、以上になります。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、本日の委員の出席状況を事務局からお願いいたします。

津田課長：本日ですけれども、森委員から所用によりご欠席とご連絡をいただいております。

それから、幹事の総務部長竹田ですけれども、ちょっとこれ以外に重要な会議重なってしましまして、今そちらが延びておりますので、終わり次第遅れて参加ということで、ご容赦願います。

それから、オンラインで藤井委員と飛山委員、原委員、3名ご出席いただいております。あと松本委員が業務の都合で11時半頃ですかね、早退ということですので、こちらは時間になりましたらご退出いただいて結構でございます。

出欠については、以上です。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、本日の配付資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

津田課長：続きまして、資料について確認させていただきます。

資料は、事前にデータでお送りしてありまして、会場には紙の資料でもご用意しておりますので、ご確認ください。本日の資料としましては、まず、本日の次第がございます。それと次に資料第1号ということで、会場では、厚めのホチキスどめの物を配っております。オンラインの方は適宜、手元のデータをご参照いただければと思います。

資料は以上となりますが、よろしいでしょうか。

内海崎会長：資料はよろしいですか。

それでは、これから次第の2の「審議」に入りたいと思います。初めに、審議事項(1)の「文京区男女平等参画推進計画令和4年度推進状況評価(重点項目)について」、これを議題といたします。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

津田課長：事務局です。まず、資料第1号、「文京区男女平等参画推進計画令和4年度推進状況評価(重点項目)」について、をご覧ください。

こちらなんですけれども、この資料の第1号を第1回、第2回と使ってまいったものですが、第1回、2回の推進会議で12個の重点項目につきまして、その所管課からの評価について委員の皆様にご審議いただきました。その際、出た意見を基に、事務局のほうで、推進会議評価の文案を作成し、それを庁内で確認したものを各重点項目の推進会議評価の欄に記載しております。

こちらの推進会議評価なんですけれども、ちょっとお時間の関係もございますので、第1

回、2回の会議で活発に議論が交わされた項目ですとか、事務局から補足説明のあるものを中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

個別に説明した後、それ以外の項目についてもご意見等がございましたらまとめてお伺いをさせていただく予定としております。

個別に説明していくのは、先に申し上げますと、重点項目2番の学習指導の充実、2点目として14と25です。14が地域活動団体への働きかけ、25番が委員会・審議会等への男女平等参画、3点目として重点項目38番の避難所運営における女性等への配慮、4点目として重点項目102番のハラスメント関係、最後に重点項目128番の区職員に対する育児・介護休暇のところをご説明させていただきます。

では、早速、まず重点項目2番、学習指導の充実のほうから説明をさせていただきますので、資料については4ページをご覧くださいませでしょうか。

こちら学習指導の充実ということで、概要については一番右上に記載してございますが、こちら第1回、第2回のほうでご議論いただいたものを、右下の推進会議評価、こちらの欄に記載をさせていただいております。読み上げについては割愛させていただきますが、2段落でまとめさせていただきまして、一つ目が教育課程です。教育課程に位置づけたというところを評価するというので記載してございます。

この教育課程については、前回の会議で会長のほうから、実際この位置づけというのが、どの程度の位置づけなのかというのが大事ということで、こちらを教育委員会のほうに確認をさせていただきましたので、そちらの説明からさせていただきます。

教育課程というのは、各学校のほうから前年度中に教育委員会のほうに提出されるものなんですけれども、この中で、まず教育委員会から各校に対して、来年度はこういう形をお願いしますよという通知の中で、この子どもたちが性犯罪等の当事者にならないための、生命（いのち）の安全教育の推進、こちらをするということであったり、あるいは、子どもたちの基本的人権に配慮し、多様性を尊重する一人一人を大切にされた教育の推進、こういうものを項目として挙げて、これを教育課程に入れるよということ、まず通知をしたということでございます。それを各学校のほうで、受け止めてどこに載せるかというのはまちまちなんですけれども、例えば、ある小学校においては、それが、この教育目標ですとか、重点項目、教育の重点という中で記載されておまして、その中の生活指導です。生活指導という項目の中で、今、教育委員会のほうから出された基本的人権に配慮し、多様性を尊重し、一人一人を大切にされた教育であったり、生命（いのち）の安全教育を行うということが生活

指導のところに書いてあると。ですので、その後ろのカリキュラムというのですかね、どこに何の科目を何時間とか、そこの中にどういう科目をやるというそこまでの細かい位置づけではないんですが、項目として入っているということです。

書きぶりとしては、恐らくほかの学校も同様で、ただ、それが生活指導の中にあったり、道徳科ですとか、総合的な学習の時間ですとか、どこに入れるかは学校によってまちまちではあるんですが、書くレベル感としては、今、申し上げた、こういう項目を進めること、というふうに教育委員会のほうから指導された内容が指導の重点のところに記載されているという状況でございました。ですので、ちょっと細かさという意味では、まだ、そこまでではないという状況なんですけど、会議の評価としては、教育課程に位置づけたということの評価するという記載にしてございます。

それから、4ページ右下の推進会議評価2段落目の「今後は、子どもを取り巻く様々な問題に対し、保護者も含めた理解・啓発に取り組まれない。」というのは、ちょっと大ざっぱに書いておるんですけども、こちら実際、議論として出たのは、もっと大きな話といえますか、文京区モデルという言葉もございましたけれども、まず、子どもたちに対して、必要な情報発信がされていること。そして、子どもたちの相談体制ができていること。また同じように、保護者に対してもきちんと情報発信がされ、また保護者の相談先も確保されているといった、そういった大きな形ができるといい。というような話がございまして、ちょっとそこは教育委員会のほうとも話はしているんですけども、それをそのまま目指すというところ、ちょっと、教育委員会だけでできることでもございませぬので、書きぶりについては抽象的な書きぶりにはなっているんですけど、そのことをこういった形で表現させていただいたということでございます。

2番の説明については、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、今のご説明に関しまして、ご意見がありましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

旦委員：旦まゆみです。今、ご説明があった推進会議評価のところに、具体的に書かないというお話だったんですけども、スペースもあることですし、やはり私たち会議の中でいろいろお話ししたことが、ここに具体的に反映されるということで、可視化できると思います。できたら、少し具体的に、「文京区モデルというのも考え、検討したい」とか、「子どもの保護者たちへの情報発信も入れるように、今後、検討されたい」とか、何か、そのような形

でもいいので、具体的に書かないと、何が、どういうふうに話し合われているのかが伝わらないんじゃないかと思います。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

事務局いかがですか。

津田課長：事務局です。ありがとうございます

そうですね。おっしゃるとおりです。こういう書き方になってしまった理由としては、話が大きいので、この2番のところに書くのか、あるいは議論の中では、ハラスメントのところでもそういった話はあって、どこの個別の事業に係るのかというのが選びにくいというところもあったんですけども、確におっしゃるとおり、そこはぴたっとはまらなくても、会議の中で出た重要なことを書くというのが大事なことです。それをこの2番なのか、あるいは102番のほうなのか、そこはちょっと検討させていただいて、恐らく代表して2番に書くということになるかと思いますが、その書きぶりを、またどこまで具体的に書くかというのはちょっと、そうですね。この間、会長等にも調整させていただいた上で、次回に向けて書きぶりを検討させていただければと思います。

旦委員：よろしくお願ひします。

内海崎会長：ありがとうございます。私も書いたほうがよろしいと思います。特に2番に書くことがかなり重要だと思います。生活指導というのは、皆様、ご存じかと思いますが、なぜか文京区は「生活指導」と言ひまして、文部科学省は「生徒指導」と言ひております。生徒指導は教科の指導とは異なりまして、学校生活の中で児童・生徒に対する全体を通しての指導ということになります。そういったしますと、生命（いのち）の安全教育ですとか、多様性のことですとか、人権に基づいた教材を特定化して、授業、または、あるいは、総合時間の中で、活動等で、実践しているというわけではないということなんです。生徒指導で扱うというのは、そういうことを意味していると思います。

従ひまして、前回の話合ひの中で、多くの委員から出た、もう少し具体的に、さらに保護者への情報発信も含めて、見える形で実施してほしいという、そういう意図があったと思われるので、ぜひ表現はいろいろ工夫する必要があるかと思いますが、記載して残すこと、ここが重要だと私は思いますので、ぜひそれを事務局にはお願いしたいと思ひます。

さて、ほかにはいかがですか。

原委員が挙がっていますね。はい、どうぞ。

原委員：皆さん、最近欠席が多くて申し訳ございません。今日はね、オンラインで大変ありがたいと思います。

ちょっと議論についていけないところもあると思いますが、具体的に表現について、ちょっとご提案なんですけれども、子どもたちを性暴力の当事者にしないというような評価、その辺りの理由づけみたいところ、大変いいと思います。それで、今後、言葉を使っていくとしたら、今、性的同意という言葉が非常に我々のところでもホットでして、本当に若い人たちに同意が大事なんだと。ちゃんとコミュニケーションを取りましょうと。それ以外のものはやっぱり暴力的なものだったりするということ、そういう区分を教えていかないと、例えば、暴力、殴られていないから性暴力じゃないとか、DVも同じなんですけれどもね。そういうふうにはかかっていないので、ここに性的同意という言葉、どこかに入れることで、非常にどういう形で人権を配慮するのか、多様性を尊重するのか、ここがはっきりするんじゃないかと思って、一応ご提案しますので、ちょっと文言の中に入れられるかどうかを検討いただければと思います。刑法改正もあったことですね。同意不同意ということが、これからは大変大事になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

内海崎会長：事務局、いかがですか。

津田課長：ありがとうございます。性的同意は非常に重要な概念というのはおっしゃるとおりだと思います。この評価のところはどう書くかというところなんですけれども、やはり教育委員会というのは、学習指導要領であったり、どこまで学校で教えられるかというのが基本にありますので、これも会議の意見として、何らかどこかに表現すべきだというのは認識しておるんですけれども、それをこの教育指導課の所管としているここに書けるかどうかというのは、ちょっと検討させていただければと思います。意見として、その内部で所管同士で意見交換をして伝えることは可能なんですけれども、それも学校で教えるべきだということまで、ここで表現していいかどうかというのは、そうですね。ちょっと、ただ会議の意見ですので、それをそのまま全部やれるかどうかはさておき、重要な概念だということですので、そこはまた、次回までに、どこまで表現できるか検討させていただければと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。原委員いかがですか。よろしいですか。

原委員：そうですね。やはり、例えば性暴力と言ったり、性感染症の話とか、そういうネガティブなことばかりが出ていて、子どもたちが非常に恐々としてしまうみたいなね。そういうことも考えると、やっぱり同意というのはエンパワーメントの材料になることは、自分の意思で、自分の気持ちで決めていいというようなこと、やっぱりそういうのはもう、若い時か

ら教えていかないと、それこそ加害が発生する温床にもなりますので、大変大事だと思いますので、一步でも二歩でもいいので、どこかにちりばめていくと。性的指向・性自認も最初は、そんなこと入れられないだろうみたいな状況だったんですよね。そこをやっぱり、幾らSOGIを頑張っても、やっぱり基本の性のコミュニケーションの部分というのが滞っていると駄目なので、是非よろしくをお願いします。今、おっしゃってくださった方向性でいいと思います。

内海崎会長：事務局どうぞ。

津田課長：ありがとうございます。そうですね。今、おっしゃっていただいたように、どこかにちりばめるということで考えると、この2番のところなのか、あるいは、83番でDV防止に向けた意識啓発というのがあったり、102番のハラスメントというところもごさいますので、どこに表現するのが一番収まりがいいかというのも含めて検討させていただきたいと思います。

内海崎会長：よろしくをお願いします。

ほかにご意見、おありになりますか、ここの部分で。

どうぞ。

水町副会長：最初の点の文章をどうするかというところで、推進会議評価の最後の3行、「今後は」というところです。今あるこの3行だと、左側の理由のところにかかれたことがそのまま書かれていて、自覚しているものやっってくださいという、あまり読んでいて、具体性がない抽象的なものにとどまっているので、例えば、「今後は、子どもを取り巻く様々の問題に対し」の次に、「児童・生徒のみならず、保護者の理解認識を深め、問題発生の予防等に努める取組も積極的に展開されることを期待する」と、もう少し具体的に積極的にやっってくださいというのを書き込んでおいて、来年度以降の評価にもつなげていくということをしていただければなと思います。

内海崎会長：事務局、いかがですか。もう、文案が出来上がっていたようですので。

津田課長：ありがとうございます。

内海崎会長：お願いします。

津田課長：今のおっしゃっていただいたのをちょっとベースに考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次に進みたいと思います。重点項目14、「地域活動団体への男女平等参画の働きかけ」と関連しまして、重点項目の25、「委員会・審議会等への男女平等参画の推進」について、まずは事務局からご説明をいただきたいと思います。

津田課長：事務局です。まず、14番は、資料の9ページをご覧くださいませでしょうか。こちらが14番、「地域活動団体への男女平等参画の働きかけ」でございます。

9ページ右下の推進会議評価の欄ですが、こちらも2段落でまとめさせていただいています。3行目から、男女平等参画の視点に立った運営を実践している団体の実例を参考にするなど、というところで、議論の中では、いわゆる会長二人制といいますか、男性と女性と1名ずつにしてといった具体例等ありました。

ただ、実際それをやってみてうまくいっている町会の例というのは、把握はできておりませんが、具体的にどういう事例を参考に働きかけていくかという、その具体例まではまだ把握はできておりません。ただ、会議全体の意見として、ただただ、「お願いします。お願いします。」という働きかけではなく、言われるほうも参考にできるような、具体性を持った働きかけをするべきだということを、このように表現させていただきました。

また、2段落目ですけれども、数値の公表については積極的にということ、こちら公表については基本的に推進会議の評価を公開するという形で考えておりますが、それ以外でもどこか機会があれば、それについても検討したいということをおおのうに記載したところでございます。

続きまして、25番ですが、ページで言いますと15ページでございます。15ページが25番、委員会・審議会等への男女共同参画の推進でございます。こちら右下の推進会議評価をご覧ください。

こちらは、目標ですね。40%という目標は、いつまでというよりは、毎年もうこれは40%であるわけだから、これをきちんと表現した上で、働きかけをしたほうがいいのではないかというご意見がありましたので、その辺をこちら記載しております。チラシ等、各所管部署、あるいは、審議会・委員会の推薦団体等にチラシを使ってお願いをしているところですが、そこへの記載方法についても、きちんとこの40%という目標数値を記載する等、より効果的な具体的な働きかけを行うべきだというご意見を受けて、このような記載にしております。

簡単ですが、説明は以上です。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、今のご説明に関しまして、ご意見がありましたらお願いいたします。

千代さんどうぞ。

千代委員：すみません。12ページの数値の出ているところなんですけど、結局町会とか、自治会とか、町会連合会のところが不明になっていますよね。一番そこを、男女の比がどれぐらいになっているか、お願いしたいとこだと思うんですけども、やっぱり今、町会も昔からやっている方たちが高齢化しているのと、マンションがとってもたくさんできて、新しい方がいっぱい入ってこられていて、そこのせめぎ合いというか、なる方がいらっしやなくて、とても大変な時期だと思うんですけども、震災や何かのことを考えたら、やはり前もお願いしたように、男性と女性の町会長一人ずつを立てていただいて、若い人も入っていただけるようなことで、せめてここの統計は取っていただきたいと思うんですが、そんなに難しいことなんでしょうか。

内海崎会長：事務局いかがですか。

津田課長：事務局です。今いただいたのは、12ページの5番の町会・自治会のところで、集計していないというところをご指摘いただいたんですけども、そうですね。この表の中には、これ以外にも集計していないというところがありまして、いろいろな団体が、必ずしも区と、いわゆる指導監督といいますか、そこまで管理するような関係性ではないので、というところが理由だと考えております。町会・自治会については、恐らくは、お願いできないというよりは、難しいということで、こうなっているかとは思いますが。おっしゃったように、その数字が大事というのは間違いございませんので、一人単位で正確ではないまでも、全体の傾向をつかむですとか、何らか方法があるかないかも含めて、区民課に相談はしていきたいと思いますが、今この場では来年、次回から載せますとお答えはできないんですけども、所管のほうと調整してまいりたいと思います。

千代委員：よろしくをお願いいたします。町会の名簿ができているとこだと、女性男性と名前が入っていて、役職名が出ていると思うので、お願いすればできるんじゃないかと思いたすので、よろしくをお願いいたします。

内海崎会長：それでは、よろしくをお願いいたします。

ほかにいかがですか。

どうぞ。

且委員：且です。

両方なんですけれども、ゼロというところが幾つもありまして、会議の中で十分に検討をお願いできなかったのかもしれないんですが、やはり女性がゼロの地域の団体とか、審議会などがあるというのは非常に問題であると私たちは認識するべきです。やはりそれは来年度に向けて、必ず何らかの取組を進めてもらいたいということをこの会議としても、きちんと表明するべきなんじゃないかなと感じますから、記載のところ少しスペースもありますので、もう少し強く検討を進めてもらうように書けないでしょうか。

内海崎会長：事務局いかがでしょうか。

津田課長：そうですね。こちらについては、正直、事務局としては、それなりに書いたという認識ではあるんですが、例えば、強めにと言いますと、何か数値目標を示してですとか、あるいは、積極的にという表現を使うといったことでしょうか。

旦委員：例えば、女性一人でも入れるとか、あるいは、複数女性を入れるように検討するとか、そういった目当てをつくるというのもすごく大事だと思いますので、何とかそこを具体的にもう少し書いていただけないかなと思います。

内海崎会長：事務局いかがですか。

津田課長：事務局です。ありがとうございます。そうですね。これも各団体によって、状況はまちまちではありますが、目指すところというのはあるわけですので、そこに近づくために、せめての目当てということで書くというのは有効だと思います。その目当てをどの辺にするのか、あるいはゼロのところはせめて1を目指すですとか、そういった表現についてもちょっと検討をさせていただければと思います。

旦委員：ぜひよろしくをお願いします。

内海崎会長：副会長、ちょっと待ってください。原委員が、大分前から挙げていらっしゃるので、どうぞ。

原委員：すみません。先ほど千代委員がおっしゃってくださった町会・自治会の男女比不明というところなんですけれども、私もそのことはやっぱり、はっきりと出したほうがいいし、多いのでいろんなところに聞き回らなきゃならないので大変なんだろうと思うのですが、その一方で、もし、このことが細かく聞くようなことになったときの懸念材料がちょっとあって、やっぱりトランスジェンダーの人も表面化はしていなくても、自分で自認する性を申告していなくても、やっぱりいると思うんです。それで、中には、戸籍上の性別でしか出していなくて書類は持っているかもしれないけれども、実際は、社会的性別は別の性別で暮らしている人もいるかもしれないので、この辺りは、個別の団体の男女比というのは、

大体でもいいと、そんな厳密じゃなくてもいいから、おおよその数字でもいいから出してほしいというふうに言うか、それとも回答せずというものも含めて答えてもらって、そして、それでも比率は出るわけですからね。回答せずを入れなければ、比率はおおよそ出るわけです。

ですから、そうやって集計するということを、どこかに注意書きをしておかないと、細かい男女比を聞くときに、現場でいろいろ「じゃあ私どうすればいいんですか」、みたいなことも出てきかねませんので、その辺は大ざっぱにでもいいから出してくれというふうにしたほうがいいと思うんです。ただの懸念なので、本当にそういうことが起きるかどうかわからないんですけども、一応、お伝えしておきます。

内海崎会長：ありがとうございます。これはよろしいですね。懸念を伝えていただいたということ。

では、副会長お願いします。

水町副会長：推進会議評価の中で、「より実効性を持った取組を研究されたい」とあるが関係部署とかに研究してもらっても、どうやって研究したらいいのということなんで、むしろここで、モデルなり、私もちょっとよく分からないんですが、先ほど会長を二人にするという場合は、恐らく複数の性、男性女性がそれぞれ会長として入ることでしょうし、例えば、会長が男性である場合は必ず女性、異なる性の副会長を置くようにするとかを詳しい方に聞いて、その実例などを我々が幾つか示し、こういうので具体的にやってくださいということ促していく。そして、この最初の3行は理解をしているんです。理解というか、難しいよねという同情をしてあげてるけども、我々の会議で、これ、あえて言うようなこともないかなという気がするので、3行目の途中からのところ、男女共同参画の視点に立った運営を実践している団体の実例から例えば、会長を二人制として必ず女性を置くとか、会長が男性の場合は女性を副会長とするなどのモデルを示し、その採用を推奨されたいというような書き方で、もう、具体的にこういうのをやり始めてくださいと。それと、次の段落の数値の公表は大切なんだけど、先ほど議論があったように、数値を公表する前提として、やっぱり数値が分からないといけないので、集計していないとか、不明というものを、できる限りなくして、実際の数字をお示しいただくような努力とともに、公表をより具体的に積極的にやっていただきたいという文言にさせていただく。この隙間があるところに、そういうことを具体的に書いていったほうがいいんじゃないかなと私は思いました。

内海崎会長：ありがとうございます。事務局いかがですか。二つのご提案がありましたけれど

も。

津田課長：ありがとうございます。そうですね。事務局でこうなった一つの説明として、実例、その実際にそれをやってみてうまくいっているところがありますよというのが見つけられなかったというのはあるんですけども、今、副会長おっしゃったように、実際こういうところがあるよではなく、案として、例えばこういうやり方を検討してくださいという例示として書くというのはできると思いますので、それについても書きぶりちょっと検討させていただければと思います。

内海崎会長：あと、二つ目の数値の問題ですけども、公表そのものが、もともとの数値がきちんと取れてないというところが課題であってというご指摘ですが、その辺りはいかがですか。

津田課長：事務局です。こちらについても、まず会議の意見としてということは各所管に伝えることはできます。数字が取れないということの事情もそれぞれあるとは思いますが、これも先ほどちょっとありましたけど、正確でなくてもいいので、まず正確に取れなければ大体概数でも何かしら見るものがないと、状況の把握ですとか取組がスタートできないので、まずはそこからということは所管に伝えたり、ここでそれを目指すようにと書くことも可能だと思います。ただ、状況によって、それがすぐできないという所管団体はあろうかとは思いますが、まず目指すべきだということは、会議の意見として書くことは可能だと思いますので、ちょっとその方向で検討させていただければと思います。

内海崎会長：よろしくをお願いします。

千代さん、どうぞ。

千代委員：千代です。区長が以前、育休を取ってあれだけ話題になって、ずっと続いているわけですよね。どこを検索しても、男女一人ずつの町会というのは、なかなか出てきませんよね。だから、そこのところを先陣を切って、文京モデルに入れたら、やっぱり今、どこも人口減っているのに、文京区は若い方が増えていますよね。それで、そういう方たちも入っていただけるような、モデルをつくったらいかがかしらと思って、文京モデルを期待しております。よろしくお願いいたします。

内海崎会長：いかがですか。

津田課長：そうですね。あくまで提案という形にはなろうかと思いますが、もうこのルールだからこれでやってくださいというものではないかと思うんですが、もしそれが必ず二人制で一人、一人になれば、すばらしいというような言い方というのですか、それはできよう

かと思いますので、ちょっとそこも含めてどういう形にできるか今すぐ言えないですけども検討させていただければと思います。

千代委員：よろしく申し上げます。

内海崎会長：よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。25のほうも、はい、どうぞ。

秋山委員：数字の公表についてですけれども、多分それぞれの団体ごとの事情も勘案しなきゃいけないだろうということもあるのかなという気はちょっとしています。町会などは多分、当該町会にいる世帯数とか、人口とか、役所の統計でこれは簡単に割り出せると思いますけれども、実際に町会員にどれぐらいなっていच्छるか、これは各町会が会費をどういふふう徴収しているかで出すことも可能だとは思いますが、そうなったときにいろんな町会の加入率の低さとか、そういうのが表に出た場合に、それぞれの町会でお困りになる事情とかも発生するのかなというところ、多分その辺があまり、はっきりした数字が出てこない事情ではないのかなという気は少ししています。だから、そういうものがあるところについては、ちょっと勘案していただく必要があるのかな。私は、小学校PTAの代表で連合会から参加させていただいているわけですけれども、PTAの場合、町会ほどの問題になっていないかもしれませんが、非会員の方というのは一定数やはり発生していて、それをはっきり言って公表していいものかどうかというのは、非常に悩ましいところです。人の受け取りによっては、何百人のうちのほんの1%にも満たない数字だという見方もできるかもしれないし、たとえ1%でもそういう人がいれば、会員にならなくてもそのままにいる人がいるんだみたいな話で、組織の今後の運営にも影響する部分も出てきますので、そういった意味でなかなか数字が出しにくいところがあるとか。私としては、数字は数字として、事実は事実ですから、隠す必要は全くないと思いますが、やっぱりそういう問題を回避したがる向きもあるので、その辺の事情はちょっとお調べいただいて、そういう事情があるならあるで、何かこういうところでも明確にお示しいただき、それはそれで別の議論の話になると思うのですけれども、やっていただくのがいいのではないのでしょうか。

内海崎会長：ありがとうございます。

事務局どうぞ。

津田課長：ありがとうございます。今、秋山委員おっしゃっていたように、やはり、こちらで全部把握できてはいないですけども、各団体、団体によって、出さないほうがいいのか、出せないというか、その事情はおありかと思えますし、それは各所管のほうでも把

握しているところだとは思いますが、必ず、何が何でも絶対ということではなく、例えば、今、おっしゃっていただいたように、こういう事情で出せないという理由の確認であったり、あるいは、正確ではないけれども概数でつかんでいただくとか、そこは無理のないところで進めていく方向で、ちょっと調整をさせていただければと思います。ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

25のほうについてはいかがですか。今、重点項目の14が中心にご意見出てまいりましたけれども、25のほうはいかがでしょうか。

特には、よろしいですか。

藤井委員：藤井です。

内海崎会長：藤井さん、どうぞ。

藤井委員：先ほど、幾つかの意見を寄せていただいたかと思います。その書きぶりでよろしいかと思っております。

以上です。

内海崎会長：25に関してですね、藤井さん。

藤井委員：25に関してです。

内海崎会長：この書きぶりでよろしいのではないかというご意見です。

ほかに、ほかの委員の方からはありますか。

よろしいですか。

それでは、次に進みたいと思います。

重点項目38、「避難所運営における女性等への配慮」について、まず、事務局から説明をお願いいたします。

津田課長：事務局です。では、資料の24ページをご覧くださいませでしょうか。38番、避難所運営における女性等への配慮です。右下の推進会議評価のところですが、1段落目については、LGBTQ等の当事者に対する配慮について記載しています。こちらは、議論の中で出ましたのは、実績のところでは女性等ということで、女性に関することが書いてあるけれども、LGBTQ等の記載がないので、そこを書くべきということで、所管のほうでも今、検討中というところですので、会議の意見として、こちらを記載したというところでは、

あと2段落目ですが、防災士の取組です。こちらはいい取組なんだけれども、具体的にどこに何人ぐらいが必要で、それを目指すといったところの計画性といいますか、そのところがもうちょっと具体的に進めたほうがいいのではないかというご意見を、このように表現させ

ていただきました。

簡単ですが、説明は以上でございます。

内海崎会長：それでは皆様、これについて、ご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

千代さん、どうぞ。

千代委員：千代です。うれしい報告を一つさせてください。

男女平等センターが再来年辺り改修になるんですけれども、場所自体が、女性子どもの二次的避難所となっていて、沐浴できるようにとか、シャワーをつけてくださいとって二転三転したんですけれども、シャワーもつけていただけることになりましたので、本当によかったと思って、お礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

内海崎会長：本当にうれしい情報ですね。はい。

では、いかがでしょうか。ほかにご意見をお願いします。

特に、これでよろしいですか。はい、どうぞ。

且委員：且です。推進会議評価のところ、LGBTQ等の当事者に対する配慮やということで、具体的な取組を研究されたいと、ここにもまた書いてあるんですけれども、先ほど副会長からお話があったように、その研究をしてくださいと言っても、どういうふうなステップがあり得るのかということが、具体的に分からないと、非常に戸惑いがあったり、どうしていいのかわからないというような状況になりがちになります。むしろ、もう少しこういったところでその事例を知ることができるとか、あるいは、そういう講習会がこういうふうにかかっているのを利用してとか、何かそういった形で書いていくのがいいんじゃないかなと感じました。

私たちの会議の在り方なんですけれども、こういった形で推進会議の評価というところに私たちの意見が表明されるわけなんですけど、せっきゃくこれだけの人数の方たちが関心を持って会議に参加されているので、やはりここは、スペースを全部埋められるぐらいの書き方で、具体的に書いていくというのがすごく大事です。この会議の中で幾らいいことを具体的にお話しても、それがここに紙面として残らない限りは、外からの会議の評価は、非常に悪くなってしまうのではないかと私は危惧します。

ですから、私も初めてのこの会議に参加しましたがけれども、あまり遠慮せずにここはこういうふうにかかす必要があるとか、取り組むことが望まれるとかという書き方で、もうちょっと強く書いてもいいんじゃないかなと感じております。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。事務局、何かあれば。

津田課長：ありがとうございます。この具体的にというところなんですけれども。ここは正直申し上げて防災課でも、私どものところでも、実際に想定される避難所の中で、LGBTQ等への配慮というのは、こうするのが正解だというものがあるわけでもなく、そういう意味では、具体的に何を書くかもちょっと定まっていなくてございます。

例えば、この会議の中でご議論をいただいていますけれども、一旦何か調べて、こういった取組があるみたいなものを報告して、じゃあそれをここに書きましょうというような具体的な材料があれば、そこも検討できるかと思います。今、例えば、先ほどの「町会の会長を男女一人ずつ」のような具体的な案がLGBTQに関しては、なかったという認識でございます。

旦委員：この避難所運営だけじゃないんですけれども、男女平等というのは、あらゆる場面で共通するところがたくさんあると思いますので、例えば、アンコンシャス・バイアスを認識することによって、こういった運営に生かすということもできると思いますので、そういうほかのところでも議論されたことがここにも当てはまる、と考えていただければいいんじゃないかなと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。

原委員から手が挙がっていますので、原委員どうぞ。

原委員：原です。そうですね。具体的にどういう留意点があるかというものの一番は、避難所の受付名簿の性別をどういうふうにとっているかということを知って、そして、その取り方を考えるのと、どの時点で受け付けるか、それから性別をどの時点で取るかを少しずらしていかないと、最初から性別を取るとトランスの人は、避難所にまず行かないです。ということは、もう自宅避難になるか、車中避難になるみたいなことになりますので、私は今地方に住んでいますけど、都会だと車中避難というのは場所がなかったりするんで、なかなか大変だと思うので、まず、性別の取り方と、それからどの時点で取るかというのを、やっぱりしっかりと決めて、取る必要は当然あるわけなんですけれども、一方で避難所の区分、例えば、女性スペース、それからみんなの性別関係ないスペース、男性のスペースというのもあってもいいと思いますけど、共用スペース。家族で居られるようなところみたいなね。あとは、介助者がいる場合とかね。共用スペースをなくさないということと、あとトイレも最初は、避難所とか屋外だったりすると仮設トイレがあって、最初はみんな共用で交代で使っている

んですけど、だんだん仮設トイレは増えていくと、男女二つに分けちゃうんです。それは必ず共用を残してもらわないと、使うトイレもなかなか使えないということになってしまうので、必ず三択目をつくるということをしていかないといけないと思います。

トイレなんかは、トイレ業界、大手が大分取り組んでいて、いろんな提案を出していますので、その辺を見ながらちょっと考えていくと。シャワー室は個室で、一人でシャワーは浴びるわけですから、この中でやってもらうということでもいいかなと思いますけれどもね。そんな感じです。

内海崎会長：ありがとうございます。

じゃあ、事務局どうぞ。

津田課長：ありがとうございます。今、貴重なご意見もいただきましたので、それを例示的にこちらの評価のところにも盛り込むということも考えたいと思います。防災課、所管のほうとも、今、おっしゃっていただいた名簿の取り方であったり、トイレの分け方であったり、それは必ずこうするというのではなく、対応のアイデアという形で残していただいて、今後、各避難所がマニュアルを検討する上で、参考にしてくださいというような、元資料に活用していくとか、所管との共有というのができるかと思っています。

あと、ちょっと話戻るんですけども、先ほど且委員のほうから、いろんな男女平等LGBT配慮のことが、共通することが避難所のほうにも適用というのは防災課と話したときも、そのような話、認識はありまして、やっぱり個々の状況に応じて、実際、具体的にどうするかというのは、どうしても現場で判断というのは出てくるかと思うんですが、現場、現場、避難所で、じゃあ、どうしようかという考える土台となる前提のところ、男女平等であったり、LGBTということの理解がないと、じゃあ、どうしようかと考えるところにも反映していかないということで、やはり、具体的に避難所だけでしか使えないことではなく、ベースになる啓発というものも、そもそも大事だということは防災課のほうとも話しているところですので、そういったところを今後、避難所運営のガイドラインですか、マニュアル等にできるだけ盛り込めればということで、防災課のほうとも共有していければと思います。ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

副会長どうぞ。

水町副会長：今の点を差し当たり、今、作文で考えたのを申し上げると、「LGBTQ等の当

事者に対する配慮や避難所における性被害を防ぐための取組で（例えば、受付の在り方、空間的な区分、トイレの設置方法、多様なニーズに応じた相談窓口の設置など）を具体的に検討し、避難所運営に生かされたい」というので、少し具体的に検討しなきゃいけないのは、この会議でそういうジェンダーとか、LGBTQに詳しい専門家の方々からそういう意見が出ているので、具体的に防災課としても取り組んでくださいというのを会議として示すのがいいかなと思いました。

内海崎会長：ありがとうございます。また、例文が提案されましたので、ご参考になさってください。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。重点項目の102です。「セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進」についてです。

では、事務局から説明をお願いいたします。

津田課長：資料でいきますと、こちらは33ページです。評価のところは33ページにかかっています。この右上になりますが、ちょっとこちら、また書き方があっさりしていますので、より具体的にということで、ご意見いただきそうなんです、まず1段落目のほうです。前例踏襲ではなく、世の中の時世の変化に合わせてということで、様々、状況変わっているので、時代、時代に合わせて、その新しいものをやっていくようにすることが大事ということをご意見出ましたので、そちらを記載しています。

あと、2段落目のほうです。こちら、必ずしもこの102番だけではなく、その2番ですとか、広く全体に関わる話として、このアンコンシャス・バイアスだけでまとめていいことではなく、具体的にセクシャルマイノリティーであったり、児童虐待、DV等、個別、個別でさらなる取組といいますか、そういったことが大事だということのご意見をちょっとここで表現をさせていただいたところです。

説明は以上です。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、ご質問やご意見をお願いいたします。

はい。どうぞ。

柴戸委員：すみません。柴戸です。

この推進会議評価のところにある、新たに顕在化した課題というのを具体的にどんな課題があるかを書いたほうがいいのではないかなと思います。

内海崎会長：事務局いかがですか。

津田課長：記憶がないのですが、その議事録等を確認させていただいて、具体的に出ているものがありましたら、先ほどあったように括弧で書く等、検討したいと思いますし、また、今、この場で具体的にこういったことが必要だというようなご意見もあれば、また、いただいた上で、書きぶり検討したいと思います。

内海崎会長：いかがでしょう。具体的なことで思いつかれることがあれば、もう従前、会議の中で出ている可能性はあるんですけども、それも含めてでも結構ですが。

ここのところに、先ほど原委員がおっしゃっていた不同意性交の問題ですよ。これはかなり出てまいりましたし、新しい法改正ですから、今日また、最高裁がどういう判決を下すか、性別適合関係の、これもまだ出ていないんでしょうけれども、新しく起きたことで、しかも、かなり根本的な課題に関するそれぞれの流れですから、せつかくですから、まだ報告書が出来上がっていないので、こういった新しいことも入れていくということは大事かと思います。これを性暴力に関わることの課題、重点項目になっておりますので、いかがでしょうか。

千代さんどうぞ。

千代委員：千代です。ここに書いてある32ページの児童・生徒が相談できるようにしているというところで、その相談所というのは具体的に分かりやすいところ、どこにあるんでしょうか。私、見ていてすごく心配なのは、この前も申し上げたと思うんですけども、放課後遅くなって6時ぐらいに送っていつている指導員というのか、ようやく、この前お願いして、名札つけて夕方移動しているのを見るようになったんですけども、今、車で民間の業者が送り迎えするところありますよね。あれで、もし、どこかに連れて行かれたら一番怖いかなど思って今見ているんですけども、ああいう対策というか。あと、あれもありましたよね。塾で盗撮もありましたし、何か子どもに対することがようやくいっぱい出てくるようになったかと思うんですけども、車で連れ去られたらどうすればいいのかと今、一番懸念しているところなんですけれども、民間だからこちらで何か言うことは難しいのかも分かりませんが、そこら辺はどういうふうに考えればよろしいんでしょうか。

内海崎会長：事務局、何か情報ありますか。

津田課長：申し訳ございません。ちょっと今、おっしゃっていただいたような民間の業者で送り迎えといったような状況、私のほうで今把握できていませんので、こういったご意見、ご懸念あったということは、お伝えすることはできるかと思いますが、ちょっとこの会議の

意見として書くというのは難しいかなと今感じておるところです。

あと、この相談窓口です。認識として、この下に書いてあるタブレット端末にその相談窓口のショートカットという認識があったんですけども、上に書いてあるこの年5回の周知というのが具体的にというのが今、把握できていませんので、そちらについては、ちょっと何らかの形でご報告させていただければと思います。すみません。

千代委員：ありがとうございます。

内海崎会長：はい、どうぞ。

柴戸委員：すみません。柴戸です。先ほどの窓口の件なんですけど、具体的に私の子どもが小学校で頻繁にそういうチラシをもらってくるなという認識はあって、何かカードぐらいの物で、こういうことがあったらここに相談してねというような。何かそういうお知らせをもらってくるというのは、年に何回もあるなというのは思っています。

以上です。

内海崎会長：副会長どうぞ。

水町副会長：先ほど新たに顕在化した課題とかいろいろ出てきて、ここにスペースがたくさんあるので、もし書くとすれば、今日の最高裁判決も含めて、今年の7月と今日10月ですか。7月に出た、7月と10月に出たLGBTQ等に関する最高裁判決とか、あとは不同意性交罪についての刑法改正が、いつ施行されたかということも含めて、それと、あとLGBT、これは法律自体にはいろんな意見もありますが、LGBT理解増進法というのが7月に成立して施行されていて、文京区も含めて事業者とか、さらには生徒・児童、保護者も含む区民の方々にそういう新しい動きに対して、多様性に関する理解を深めるような取組を区として一層強めるというようなことをここに書いて、スペースを埋めていくという手はあるかなと思います。

内海崎会長：事務局いかがですか。

副会長のご意見、まとめた形で出すということで、記載をしておくということは、文京区がそれに関心を寄せていて、この会議もそれに注目して、次回以降取り上げていくという意思表示にもなりますので、いかがでしょうか。

津田課長：ありがとうございます。事務局です。今、おっしゃっていただいた、こういったことがあったので、それを受けて対応をするようにというような書き方はできるかと思います。正直、例えば、我々ダイバーとしても法律、LGBTの理解増進法であったり、あるいは7月の判決はトイレですよね。トランスジェンダーの方のトイレの使用といったこと、あれを

受けて、庁内に何らかの周知を行うかどうかを検討して、結果的に出せていません。というのは、あの判決では具体的に、あのケースは違法ですという判断がされましたが、具体的にどうすれば正解で、こうしておけば間違いないよというところまでを示せません。具体的にこれが正解というのがない中で言うとしたら、まず真摯に声を聞いて状況を把握し、周りのことも検討し、施設的な制約も考えて対応を検討してくださいということことかなとは思っております。

ですので、そういった意味でも、今言ったような同等の意味で、細かく具体的にこれが正解というところまでたどり着かなくても、こういった判決であったり、その法改正があったので、そこを踏まえて対応してくださいというような書きぶりではできようかと思います。

水町副会長：このテーマ、事業名は意識啓発の推進なんで、文京区として具体的にどういう措置を取ってくださいということではないので。すごく正直な印象としては、1年前、2年前に我々が想像していなかったようなことが、法律なり、判決なりで、どんどん出てくるような事態になっているので、こういうふうに変わって行って、多様なニーズというのはどんどん展開されていくので、それに対する受入れとか意識を高めていくということが必要だというセミナーなり、取組を促していくというのがここでの課題かなというふうに思います。トイレをこういうふうにつくれというようなことというよりも、そういう意識ですね。

内海崎会長：ということだそうです。ちょっと司会なので、どうしようか迷っていたんですが、一つだけ、日本版DBSが流れてしまいました。子どもを性被害から守る、そのためのシステム作りというのはすごく大事だと思ひまして、ここの項目を、今、副会長おっしゃったように意識啓発ですので、国としてそういったシステム制度をつくるということは、次に先送りされましたけれども、国がやっていないから文京区がやらなくていいということではないし、今いろいろな流れが変わってきている中では取り立てて、さっき千代委員がおっしゃったように、ようやく子どもの問題が顕在化してきたというか、やっと子どもに目が向くようになった。そういうところも文京区はきちんと見ていますという意味で、子どもを性被害から守る取組についても、研究をする。研究というとあれですね、何らか実効性のあるものを考えるとかね。何かそういうことが大事になってくるのかなというふうに思っております。すみません、会長なんですけど、ちょっとそのことに関して申し上げたかったので、申し上げます。

すみません、ほかのご意見をお願いします。

旦那さんどうぞ。

旦委員：旦です。会議の中で出たのかもしれないんですけど、教育センターが実施なしと書いてあるんですけど、この理由とそれから、今後の方向というのはどういうことになっていたのか、もう一度教えていただけますか。

津田課長：こちらは、たしか前回の説明で「やることにはなっているけども、4年度はこのハラスメントを取り上げなかった」と申し上げたかと思います。ここに教育センターが載っているのは、必ずハラスメントを扱うということではなく、ちょっと事業名が何だったか忘れたんですけども、教育センターとして行う先生向けの支援の中で、何を取り上げるのかというのが、必ずハラスメントと決まってるわけではなく、ハラスメントもその中で扱うことがあるということで、102ページの表の中に教育センターは入っていて、4年度はなかったというところなんです。ですので、大事なことなので必ず取り扱うべきだというような言い方はできるのかもしれないんですが、そうするとほかの話題ができなくなるということもあって、幅広い先生たちの支援の中で何をテーマにするかというのが教育センターで決めるところですので、そこは教育センターのほうと会話はできるかとは思いますが、ここで必ずハラスメントを扱うようにというまではちょっと言うのは難しいかなと考えております。

旦委員：ありがとうございます。ただ、教育センターというコラムが作られているわけですから、やはり何かこれに該当するものが必要という認識で、リストに入っていると思われまして。次の年も何もやらないということは、ちょっとクエスチョンマークなのかなと思いますし、やはり先生たちのハラスメントが今、非常に問題になってきています。それは何らかの形の事業をするべきではないかと私は思いますので、該当事業がないということにならないような形で、何か進めていただいているものと思います。具体的に何かこれをやった、何件やったとかということではなくても、こういったことを検討しているでもいいですし、スクール・ハラスメントについて最近のいろいろな報道をまとめているとかでもいいので、そういったことを先生たちに周知するとか、そういったこと簡単なことでもいいので、ぜひ何もないということにならないような形で記載をしていただけるといいんじゃないかなと思います。

以上です。

内海崎会長：事務局お願いします。

津田課長：ありがとうございます。確かにこの調査全体について、所管のほうで具体的に、何を、いつ、何回やりましたとか、そういったことを答えればいいし、なければ「なし」だと

というような認識の場合もありますので、そういうのではなく、例えば、こういうことがないかとか。書く内容を、書きぶり、調査への回答の仕方の調整ということで、所管のほうと会話してまいりたいと思います。ありがとうございます。

内海崎会長：原委員どうぞ。

原委員：ちょっと念押しになりますけれども、皆さん、ReBitのLGBTQの子どもの若者調査というのを、もしかしたら見ておられるかもしれないんですけども、教職員に自分のことを相談できるかという設問に対しては、93.6%が「できない」というふうに子どもたちが回答しているんですね。これは子ども若者に対する調査なんでね。はっきり「できない」と言っている人がこれだけいると。じゃあ、保護者にできるかというのと、91%が「できない」と。じゃあ、どこに相談すればいいのかということなんですね。ほとんどは、自分たち同士で相談できればしていると。でも、うまくいかないことも多いと。

それから、あと、教員養成課程では、性感染症30%、HIVエイズ30%ぐらいは教員の方は学んでいるのだけれども。性暴力に関して、それから性的指向性自認に関しては、大体12,3%の教員しか学んだ経験がないと。そういう調査も出ているんです。ですから、性暴力の対応と、それから性的指向・性自認の対応。隠蔽というのがあるんですけどもね、できるだけそのことについてあまり話さないようにしよう、と。これは女性の被害、性被害の一番苦しかったところですよ。これ、「#MeToo」が今広がってきていますけれども、全部同じ根があるので、やっぱりここはしっかりとSOGIの話ももちろんですけども、性暴力、性被害も、きちんと話せるように。

もう、本当に被害者は作りたくないんですけども、必ず隠れた被害があるので、それを話せるように。お互いに共有できるように。そして、そこから対策を考えなきゃいけない。その話ができるかどうかというところもしっかりと言及しないといけないと思うのです。ですから、ただ被害防止というのと、今度は被害に遭った人が、みんなが防止してくれているのに自分が被害に遭って、自分が悪いんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、被害に遭ったこともきちんと報告できるように、その報告がちゃんと上がっていくというのがすごく大事だと思うんです。そこをしっかりと踏まえた議論をしていくということを書いていただければと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。

事務局いかがですか。

津田課長：ありがとうございます。今、おっしゃっていただいた、要は被害を、被害があつて

からか、ある前も含めて相談ができないことが問題で、そこを議論することが大事という観点で、書きぶりを考えた上で、盛り込みたいと思います。

ありがとうございます。

内海崎会長：すみません、教員養成を長いことやっておりますので、今の原委員のご指摘は、非常に重要だと思います。今、且委員が教育センターで何も実施していないというのが如実にそれを表していると思います。つまり、これだけ子どもの性暴力に関して相談も含めて、それからLGBTQ、トランスジェンダーの相談先、いろいろなことに関して、何も取り上げていなくても済む。そういう体制になっているんだということに、少し切り込んだ表現でお話をさせていただければなというふうに思います。

学校の中での性暴力に関しては、なかなか顕在化しづらかったんですが、ようやくという言い方は不適切ですけども、目に見えるようになってまいりました。社会的な認識も高くなってまいりまして、様々なところで動きがあるんですけども、一番動いていないのが、もしかしたら教員の養成課程と、教員の社会、さっきReBitの調査、原委員が紹介してくれましたけれども、実感としても教員研修に行っている身としては、そういったことを考えます。ですから、ここの実施しなくていいというのはどういうことなんですかというところを、先ほどの社会的な変化を踏まえた上で積極的にそれを取り上げてくださいます。それが使命ですということ。そうしませんと、教育センターで取り扱う教員研修って、大体法定研修がありますので、項目決まっているんです。決まっていますから、順番が回ってこないと人権の分野でこれ多分取り上げるんでしょうけれども、今年度は入っていませんで終わりになってしまう可能性があるんです。そういうことも踏まえて、そうではなくて。ここから。この会議からぜひセンターの事業として教員研修に入れてくださいということを何らか表記していただけるといいのかなというふうに思います。

竹田部長：1点よろしいでしょうか。

内海崎会長：はい、どうぞ。

竹田部長：すみません。遅れてまいって申し訳ありません。総務部長の竹田と申します。今回多様なご意見、ありがとうございます。教育センターの令和4年度の実績が何もないという形で少し残念な結果にはなっています。これは改めて、また皆さんからいただいた意見を教育委員会のほうにも伝えていく必要があると思ったのと、あと、実際にここのいわゆる教員研修の役割として、教育指導課と教育センターの役割分担がどうなっているのかというところが、私も少しこれは、この資料を見た限りでは関心がありました。

そういった意味で、教育指導課のほうで一定、こういった研修もやってはいるんですけども、たまたま教育センターのほうで今年やらなかったのか、過去やっていたのか、そういったところも含めて、教育委員会側の事情も何らかあるかもしれませんので、皆さんにいただいた意見を教育委員会のほうにもお伝えするとともに、来年度以降というか、今年の実行方、そういったところについてもどういう状況で、どういう資料の整理の仕方が望ましいのか、そういったところも含めて調整させていただければと思います。いろいろありがとうございます。

内海崎会長：よろしく願いいたします。

これに関して、またほかの意見、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次に進んで参りたいと思います。重点項目の128です。「区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発」についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

津田課長：事務局です。資料は35ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの中段右側のところに推進会議評価がございまして、こちらも2段落で書いておりますけども、項目自体は34ページですが、推進会議評価は35ページに行っているかと思っております。1段落目は、妊活に関するところで、こちらは実際のご発言より突っ込んだ書き方になっているんですが、千代委員のほうから妊活に関する事業というか、取組はどうなっていますか、というご質問で宿題にさせていただいたんですが、実際に出生サポート休暇という制度がございまして、こちらを既に、もう34ページの表のほうに入れさせていただきました。職員課と調整をしまして、この34ページの⑭番のところに、これは前回の会議までなかったんですが、出生サポート休暇取得実績ということで令和4年度5名ということを追記しました。

こちらの制度としては、令和4年4月1日から始まった不妊治療等を行う職員が取得できる休暇で、この5というのは、全員女性なんですけども、1日ずつ5人の方が使っているという状況です。ですので、実際会議では、「どうなってますか」というところで終わっていたんですが、評価としてはそれを入れた上で、その浸透を図るため、より積極的な制度運用に取り組みたいというのは、こちらは書きぶりからしてちょっと提案になるんですけど、書かせていただきました。

その後3行なんですけども、こちらも年休です。取得日数が、男性女性で差があるというところをご指摘いただいたところで、前回会議のところでは、部署ですね。特に保育系です

とか、女性が集中している部署でそのシフト制だったりして、なかなか取りづらい状況があるのではないかということを示したのと、あとその後、職員課のほうにも確認して、そういった状況は考えられるということプラス、あとは、産休とか、要は女性がそれを取っている間は、本来出勤していれば取ったであろう年休は、その間取らないということで、この産・育休に関して、それを取れる休暇制度の違いで、そこがそのまま年休の差になっている可能性があるというような職員課のほうから説明はありましたが、そこを踏まえつつも、より女性の年休取得についても、同水準となるよう努められたいという意見として書かせていただきました。

説明は以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

では、千代委員、どうぞ。

千代委員：本当に妊活を入れていただいてありがとうございました。不妊の半分は男性にあるとWHOでも言っていますので、これから本当にきちんと休暇取れて、適切な治療できるように進んでいければいいと思います。本当にありがとうございました。

内海崎会長：それでは、この項目につきまして、ほかの委員の皆様、ご意見がありましたらよろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

旦委員：旦です。育児休業の取得の男女別のところなんですけれども、男性が73.7%となっていて、これは、対象者が19人いたんだけど、取得したのは14人で、残りの5人は全く取っていないということになるわけです。それで、やはりこれは100%を目指すことができるんじゃないかと思ったりもしますし、もっと言えば、何日取ったのかというデータも示していただけるといいなと思います。

例えば、1日だけ取っても、取ったんだとなるわけなので、本来でしたら、もっと1週間、2週間というふうにとったほうが、出産した女性にとっては非常に大きな助けになると思いますので、そういったことができるような環境を職員の中でも、部署の中でも作っていくことが非常に大事です。それを目標にして、何か区の中でもやっていただけると見本になるんじゃないかなと思いますので、ぜひ来年度はそのように少しでもやっていただけるといいなと思います。

ですから、もしできたら具体的な日数、それもデータとして入れていくというふうにはできないんでしょうか。

よろしく申し上げます。

内海崎会長：事務局お願いいたします。

津田課長：ありがとうございます。今、おっしゃっていただいたとおり、確かにこちらは取ったか、取らなかったかの%なので、1日でも取れば「取得」というカウントになっています。ですので、その日数が大事というところもおっしゃるとおりですので、当然データ自体はあるわけですから、そこを伸ばすことも大事でしょうし、それを数字として見せていくことも大事だと思いますので、そこはちょっと今後に向けて調整させていただければと思います。

あと、取得育休は権利であって、義務ではないというところではありますが、ただ、おっしゃっていただいたとおり、そこは本来であれば100%であったほうがいいものではありませんので、もちろんそこは、職員課のほうでもその認識で進めているところではございますので、ちょっと日数についてということと、あとこの表の記載について、職員課のほうとお話をさせていただければと思います。

内海崎会長：では、よろしくお願いいたします。

ほかはいかがですか。

藤井委員：藤井です。

内海崎会長：藤井さん。藤井先生どうぞ。

藤井委員：今回、千代委員のご発言を踏まえて、妊活に関する休暇制度があったことを整理していただいて、それが書かれたので、それで大分進歩したと思うのですが、出生サポート休暇の取得が5人、1日ずつというのが十分なのか、どうなのかなと、評価自体に今、直ちに書き込むことかどうかわからないんですけども、浸透とか認知度が低いのかな。やっぱりあってもなかなか、かなりプライベートなものなので、使いにくいもののかなという辺りが、ちょっと私も想像の部分になってしまっています。自分自身もかつて、弁護士会等でこういうことを本当はしていけたらいいなと思ったけれど、何か時期尚早みたいな形で、その当時は議論もできずに終わってしまっているの、文京区としてきちんと制度を持っていて、取り組んでいって利用者が増えているとか、そういうことであれば何かもっと広めたい、そうじゃないなら工夫を一緒にしていきたいなと思っております。

今後の検討に入れていただけたらと思います。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

事務局何かありますか。

津田課長：ごめんなさい。今、ちょっと音声よく聞き取れなくて。今おっしゃっていただいたのは、何休暇でしょうか。

藤井委員：出生サポート休暇や認知度であるとか、その使用のしやすさについてどのようなお考えをお持ちかということをお伺いしたいです。

津田課長：ありがとうございます。そうですね。確かに、こちらはまだ昨年できたところで、制度としては新しいものですが、区内、庁内においては、そういった職員向けに子育て支援ハンドブックというのがあって、その中にも載せて啓発しているところですので、ちょっと啓発についてもまた、職員課のほうと取得の実績等も勘案しながら、より使いやすい制度になるようにということは、相談してまいりたいと思います。

藤井委員：承知しました。では、このとおり、今年はちょっとまだ抽象的な書きぶりではありますが、そのように運用していったら、また次年度、具体的な課題があるなら取り組めるような形に持って行っていただけるといいなと思います。

内海崎会長：ありがとうございました。

どうぞ。

水町委員：これ国の会議でもよく言ってるんですが、今、ダイレクトに推進会議評価の作文をどうするかではなく、ちょっと背景にあることで、男性に育児休業を取ってもらうということは、育児を助けるという意味もあるんですが、男女のイコールフティングのためにも、女性を取る分、男性も同じように取ってもらうということが世界の大きなトレンドになりつつあって、日本でも出生時育休は男性に28日、4週間取ってくれと。フランスも今、法改正があって、男性も28日育休を取ることが法的に義務づけられるということになっているんですが、その意味は、産休はどっちにしても産前産後で、これ女性のみ取らなきゃいけないんだけど、差し当たり女性は産後、6週間ないし8週間、産後産休を取る間、男性も同じように休むことによって、男性も女性も子どもが生まれたときには、みんな同じように休むんだと。そして実は、フランスは育休をもう長く取らなくなってきたんですよ。法律上は3年間育休取れるんですが、3年間も休んでたら戻れなくなるし、お金もなくなるので。どんどん今短くなってきて、女性も平均6か月ぐらいしか育休取らないし、もっとキャリアをバリバリやりたい人はもう産休明けで育休取らずに普通に仕事を始めるので、そうすると、男性も4週間は少なくとも必ず子どもが生まれたら休みも取り、女性も4週間ないし6週間ぐらいで産休明けになったら普通に戻ってくる。そのための育児ママとか保育園とかを国のお金で完全に整備して、子育てできるよって。男性も女性も休むときは一緒に休み、仕事に

戻るときは一緒に戻るといので、キャリアを平等にすると子どもも増えてくるし、男女の格差がなくなるというので、実はこれはゴールとしては、男性は少なくとも4週間、場合によっては8週間ぐらい取って、女性が義務的に休まされている産休期間ぐらいは男性も取ってくださいというのが一つの目標と、あとは、これ女性が100%育休取っていますが、そのうち育休取らなくても、産休明けで仕事に戻りたい人は戻れるよねというので、だんだん女性の育休が短くなってきて、男性も女性も子どもが生まれたら8週間ずつみんな休んで、仕事に戻る。子育てしたいという方はあれですけども。要は残業なしになれば、みんな送り迎えを分担してやれて、0歳児も安心して預けられるような保育園が国のお金で整備されるということが一つ。だからそこが今、待機児童問題で、まだクリアすべき課題はありますが、そういうことを考えると、やっぱり男性が73.7%というのは日本の平均の中でかなり高いので、これは評価できると。ただし、先ほどの話にもあったように、その日数とか、100%を目指して、何日ぐらい取っているのかというのをさらに100%を目指し、日数も長くなるように目指してほしいということを、ここで一緒に書いていただくことと、あと2行目の「今後は」というところが、文章が何か、ちょっと違和感のある文章なので、「今後は」を取って、「妊活に係るような休暇制度が設けられていて、その利用実績があるということは高く評価できるけども、さらにその浸透を図るために、積極的な制度運用に取り組まれたい」ということを併せて書いておくといいかなと思いました。

内海崎会長：ありがとうございます。ということだそうです。

津田課長：ありがとうございます。今おっしゃっていただいたところも議事録を確認して、文章に落としたいと思います。ありがとうございます。

内海崎会長：よろしく願いいたします。

ほかにいかがですか。

原委員どうぞ。

原委員：すごく進んできているなというふうに思います。それで、ちょっとあえて、本当にマイノリティーの立場からお話をすると、この出産協力休暇、これ対象は男性のみに限られているというふうにお見受けしているんですけども、実際、例えば私も、随分昔のことになりますけれども、女性パートナーと子どもを育てていた経験があります。そして、実際、今の性的マイノリティーの中のレズビアンの人たちを中心にして、限りませんが、性的マイノリティーの女性ジェンダーの人たちは、結構女性同士で子どもを育てている人が多いんです。

ですから、ここで、男性に限るといって、本当に出産協力が必要な人たちが置いてけぼりにされる可能性があつて。ここはそんな必要はあるのかなというのがあつて、これは急にぱつと変えるというのは、できるかどうかも分からないですし、男性の啓発をするのはとても大事なんですけども、例えば、ほかの立場の人たち、特に同性パートナーです。でもそれ以外にも、家族の中で出産協力をしなきゃならない、例えば、祖母や祖父の立場でまだ働いている人たちだっているわけですよ。いろんな立場の人がいますよね。ですから、そこをもうちょっと広く考える必要はあるんじゃないかと。

いつもその続き柄で、人を、関係性を制度に当てはめようとするんですけど、ちょっと細か過ぎるんじゃないかなというふうに思っています。だから、親子で参加とかいうと、親子じゃなければ参加できないのかと思って、参加できない人もいるわけですよ。そうやって何でもかんでも続き柄でやっている。それは習慣的なものなので、もうちょっと考えていったほうがいいかなというのが実感です。

お願いします。

内海崎会長：事務局どうぞ。

津田課長：ありがとうございます。大変申し訳なかったんですが、この34ページの表ですね。今、ご指摘いただいた6番の出産協力休暇のところ、「対象：男性」と書いてありますが、これ現在は、同性パートナーでも取れるようになっております。過去の記載がそのまま直せてなかったのは、申し訳ありません。

いろいろある制度なんですけども、その先ほど申し上げた子育て支援ハンドブックの中でも、この制度は女性しか取れませんよ、男性も取れますよとか、誰が取れるのかというのを書いてあるんですけども、取れるものについては、同性パートナーということも記載してございますので、理論的に取得可能なものは男性、女性、同性パートナーというふうに記載した上で、取得可能にしておりますので、今後ちょっと想定外のパターンとかであれば、またブラッシュアップされていくと思うんですが、現状において、基本的には同性パートナーも対応しております。記載については修正をさせていただければと思います。

内海崎会長：ということだそうですね。

ほかにいかがですか。

原委員：ただ消していなかっただけですね。

内海崎会長：はい。のようです。

原委員：分かりました。よかったです。

水町副会長：ちょっと今の点でいいですか。

実は国のほうでも育児休業は、親しか取れない。そういうふうになってはいますが、祖父、祖母とか、家族の人が育児休業を取ったり、育児の短時間勤務とか、そういうところを取って送り迎えをやるということも制度化しようという議論があるんですが、なかなか今のところまだ進んでいないところですが、そういう意味で、あんまり親で男性、女性に限らず、同性パートナーの人もいるかもしれないし、おじいちゃん、おばあちゃんも制度として取れるような文京区はそういうのも視野に入れながら、いろいろ柔軟に運用しているよと。これは区長に言ったほうがいいのかもしれませんが、そういう制度を国よりも先駆けていろいろやっていて、ダイバーシティを大切にしていますよというアイデアを持ちながら、いろんなところに働きかけることも必要かなと思います。

内海崎会長：いかがでしょう。これも一つの文京モデルになるといいですね。

津田課長：ありがとうございます。

確かに、職員課に確認はしていませんが、恐らく祖父母等はまだ今、対応できていないと思いますので、今おっしゃったように先に行く検討といいますか、そちらは職員課のほうとも情報共有してまいりたいと思います。ありがとうございます。

内海崎会長：ほかにはいかがでしょうか。

藤井委員：藤井です。

内海崎会長：藤井先生どうぞ。

藤井委員：先ほどの原委員のご意見を聞いていて思ったのですが、確かに家族とかで、例えば、本当に子どもの学校からのプリントでも、「父母」と書いてある。さすがに父兄は今のないけど、父母なのかとか、保護者なのかと、そういえばいちいち、考えちゃうことはあるなと思い出したんです。以前にこちらの委員会の委員宛てに、中高生向けの男女共同参画というか、学校生活ハンドブックみたいなもののレビューをお願いしますという形で頼んでいたことがあったと思うんです。例えば、記載についてのチェック、前時代的な男女に関わる固定観念に基づいての表現がないかという観点で見ただけませんかと頼んでいたことがあったとあっていて、今のお話だと多分、パンフレットみたいなのが職員の方向けにもあるんですね。そういうのを一度この会議の場で見てみるのもいいんじゃないかなと今思ったので、ご提案です。

内海崎会長：ということですが、パンフレットを見ることはやっぱり大事だと思うので、いかがですかね。それともホームページに行けばオープンになっているものなんですか。入手で

きるんでしょうか。

津田課長：事務局です。ご提供することは可能だと思います。中の職員向けですので庁内のポータルサイトでは見れますけど、外向けの区のホームページでは、たしか載っていなかったかと思imasuので、そこも確認して、いや載っていますということであれば、それをお知らせいたしますし、載っていないということであれば、ちょっと職員課に確認の上、情報提供という形でご提供を確認の上でできようかと思imasuので、職員課と話をしたいと思imasu。

内海崎会長：よろしく願いいたします。

ほかにいかがですか。

よろしいですか。

それでは、個別の説明等、ご質問、ご質疑はこれで終わりとなりますが、重点項目以外の評価で、皆さんもご覧になっていらっしゃると思imasuけれども、何かご意見、あるいは、不明な点はありますでしょうか。もしおありでしたら、ご発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

鈴木（雅）委員：では、ほかの重点項目について、鈴木と申します。よろしく願いいたします。前回、すみません。所用で欠席でしたので、前回に、事業所番号78番の就労支援機関（ハローワーク）との連携による面接会の実施というところで、ご説明のほうを私のほうでさせていただくことができなかつたので、この中で一つだけ申し訳ございません。ご説明させていただきますと、推進会議の評価のところの最後の3行で、また子育て中の女性を参加しやすいよう、子どもの保育を実施しているのを記載されたいとお書きいただいたんですけども。

内海崎会長：何ページになりますか。

鈴木（雅）委員：29ページになります。失礼いたしました。

恐れ入ります。では、こちらの、面接会の中に、仕事と家庭の両立支援ミニ面接会を毎年行わせていただいております、このリーフレットの中にはですね、面接会参加中文京シビックセンター内でお子様をお預かりいたします。ということで、まず対象年齢や定員等をお書きして、リーフレット等を出しておりますので、もしここに記載していただくのであれば、もう少し分かりやすく積極的に勧奨して行ってほしいとか、そういった言葉でお願いします。記載していないわけではないので。ただ、なかなかここにお子様を預けて面接会に来ている方はいないというところは確認しておりますので、もう少し分かりやすく、しっかりと積極的に勧奨するように記載されたいということで、記入をしていただけたらありがたいと思

いまして、ご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

内海崎会長：事務局いかがでしょう。

既にリーフレットには、保育のことについても記載があって、ただ、結果的には利用されてはいないけれども、記載があるので、そういったことも明記して周知を。むしろ周知をしていただきたいというような、そういう流れに変えていただけないかというご提案ですが、いかがですか。

津田課長：事務局です。ありがとうございます。申し訳ありません。むしろ、事務局でこの文案を考える段階で、ちょっと調整をさせていただいて、そこを反映するべきだったかなと思ひ反省しております。申し訳ありませんでした。今、ご意見いただいたとおり、ちょっと文案考えたいと思います。ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

ほかに、ほかの重点項目以外のものでも結構ですが、いかがでしょうか。

且さんどうぞ。

且委員：次の83番ですけれども、先ほどちょっとお話が出た性的同意について、ここに入れるというようなことを事務局のほうからちょっとお話ありましたけれども、具体的にここに入れるという方向で、よろしいでしょうか。

内海崎会長：事務局お願いします。

津田課長：そこはちょっと検討させていただいて、ここが一番なじむという判断で、ここに書く可能性もありますが、ちょっと議事録等も改めて確認した上で、2番なのか、102番なのか、どこかにということで、はい。候補として83もあり得るということで申し上げました。

且委員：ありがとうございます。

先ほどから、この会議の中で話題になっているとおり、非常に社会的にはいろいろ変化が激しいときなので、この会議としてもそういったことをフォローしているし、認識しているし、そういったことも取り入れて反映していきたいということがあります。そういう性的同意とか、性的指向とか、そういったことについても、そういう言葉を入れてこういうところに書いていただきたいと思いますなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

内海崎会長：ありがとうございました。

原委員が挙手なさっています。どうぞ。

原委員：ちょっとこれはどこに入るのか、SOGIの話なんですけど、最近、結構問題になっ

ております、私どものコミュニティーで問題になっているのが、高齢のトランスの人を親に持つ中高年の方なんですけども、偏見があって、外にも知られたくないし、介護サービスに預けるとすごく嫌がられたり、迷惑をかけるので、ということで、介護サービスにアクセスしたくないというような事例が結構出てきているんです。それは特に親が高齢で、あまり女性身体の人が男性として暮らしているという、そういう例はあんまりなくて、逆がやっぱり多いんです。もともと男性として生まれているけれども、女性として暮らしている方が高齢になっている、いろいろ着るものとか、介護施設に入るにも、結構目立つわけです。男性のものを着ていると普通のものという感じなんですけれども、女性のものを男性が着ているというふうに思われるので、とてもサービスを使えないと。そんなようなご相談が結構来るようになっていきます。

それで今、やっぱり男性として生まれたけれども、女性として暮らしたいというトランスジェンダーの人は、本当に苦勞をしていて、高齢になってもサービスを使えず一生使えないで死ぬという状況も出てくるので、本当にここは配慮を持って、きちんと受け止めていかないと、なかなか対応できないと。そのようなお話をここでさせていただこうと思って今、手を挙げました。

以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございます。

はい、どうぞ。

津田課長：ありがとうございます。どこかに書けるかどうかとも併せて検討しますが、そういったご意見が出たということは、所管のほうと情報共有していきたいと思います。ありがとうございます。

内海崎会長：ほかにご意見おありになりますか。

それでは、この会議終了後、何かあるかもしれませんが、1週間後、11月1日水曜日までに、もしおありになった場合は事務局へメールでご意見をお寄せください。よろしく願いいたします。

皆様からのご意見を踏まえまして、推進会議評価の案を事務局にて修正して、第4回の男女平等参画推進会議において、お示しすることにいたします。

ちょっと早く終わりますが本日の審議事項については以上となります。

その他について、事務局からお願いいたします。

津田課長：その他の前に、本日会議でかなりいろいろご意見いただきまして、結構事務局で作

った案を大幅に修正するところございますので、次回、第4回でお示しする際には、基本的には、もうそれでご了承いただくという運びなので、修正案を検討するに当たっては、会長、副会長等とちょっと調整させていただくということをお願いできればと思います。

あと、その他として、事務連絡ですが、次回、第4回は令和6年1月17日水曜日の午前10時半からになりますので、また事前にご案内等をお送りさせていただきます。また開催方法は今回同様、ハイブリッドで予定しております。

事務局からは、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和5年度第3回文京区男女平等参画推進会議を終了いたします。次回は年明けになります。引き続きよろしくお願い申し上げます。